

**2009.6.20 発行**  
**発行人 吉本 貢**  
**東京都新宿区百人町 1-16-18**  
**センチュリービル 2F**  
**TEL 03 (3360) 3871**  
**FAX 03 (3360) 3870**  
**E-mail tzzkc@nifty.com**

## 納税者サービス 弱者切り捨て加速

### E-Tax 優先の平成20年分確定申告

平成20年分所得税の確定申告事務は、昨年に輪をかけるE-Tax普及率競争の下で、一段と事務処理の過密化が進んでいます。

#### ▲還付申告書は依然と増加

東京国税局管内の平成20年分確定申告書総枚数は5,760千枚（前年比100.2%）で、黒字申告はその3分の1の1,939千枚（前年比95.9%）。これに対して還付申告は54.5%の3,141千枚（前年比101.7%）と依然と還付申告書の増加が続いています。E-Taxを利用した申告書の提出は全体の17.7%（対前年比143.9%。ちなみに全国の対前年比は168.9%）となっています。

#### ▲E-Tax普及率競争。各署ともパソコン台数倍加

今年の確定申告の特徴は、申告書作成では各署とも前年の倍の台数のパソコンを設置し、作成コーナー（昨年の初回来署型）を拡充したこと。電話相談では相談室を廃止し集中電話相談センターを設置したことです。そのためさまざまな問題が発生しました。

E-Tax普及競争の下での作成コーナーでは、署幹部が先頭に立って強引な呼び込みを行い、「やりたくないのに無理やりやらされた」「手書きで作成してきたのに案内された」などの苦情が寄せられました。また、副署長や第一統括官が率先してパソコン操作のできない納税者に代わってキーをたたき（代打ち）、作成完了してから「E-Tax利用者は来年は申告書を送らない」と宣言され怒り出す納税者も出ました。この代打ちは全国で行われた模様です。さらに、倍増したパソコンを相談時間開始までに立ち上げて準備するため早朝6時に出勤する職員も現れました。

#### ▲巡回指導コーナーで救急車も

作成コーナーに重点的に職員の配置が行われたため、集合指導会場は職員が手薄なうえ、前年同様ハイカウンターによる巡回指導。そのため混雑

と混乱で体調の異変を訴える納税者が出て、全署で1日1回以上救急車を要請するという事態が生まれています。スーパーなどの敷地を借りた署外会場では、営業にマイナスとして救急車を呼ばないなど人権問題も起きています。

#### ▲E-Tax、3週間還付の重圧

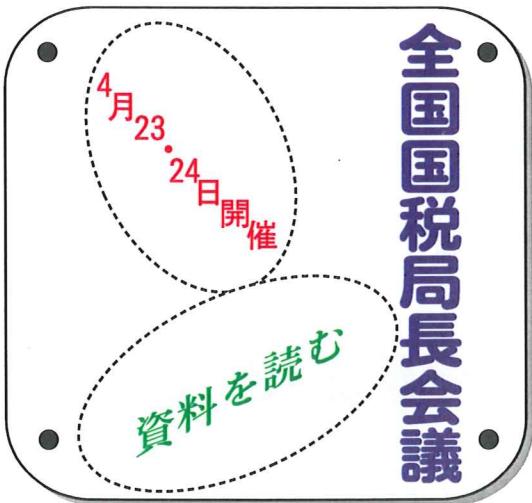
E-Tax還付申告者は、「提出してから3週間で還付金を振り込む」がキャッチフレーズ。そのため、ここへの人員の重点配置が確定申告事務全体の流れを狂わしています。それは、これまでにはなかった事務が丸ごと上乗になっているからです。

#### ▲電話相談センターも混乱

電話相談では、最初にガイダンスが流れ、その指示に従わないと相談できないため、この時点で電話を切る納税者が約7%もいます。センターと繋がったのに各署に転送されたものが10%ありました。また、タライ回しなどの理由で切断する納税者が17%もいます。1人1日100本を超える電話相談にセンターは疲労。「架かってきたうちの40%は処理できない」という話もあります。

#### ▲税務行政の将来にかかるE-Tax

低所得者層に課税対象のすそ野を広げ、相談來署者の大半が源泉徴収制度の下での還付申告者です。その納税者に対する人権をないがしろにするような確定申告体制が現在進行しています。ここにきて2011年分からDMによる確定申告書の送付を全面廃止する方向が打ち出されました。そのため高齢者などの弱者が年金の源泉徴収税額を精算できずに切り捨てられる可能性が出ています。E-Taxの普及を前提としています。このようにE-Taxを最優先した確定申告事務運営が、納税者サービスや税金弱者の切り捨てにつながりそれが拡大されようとしています。税務行政の将来にかかる問題を多く抱えているE-Taxを「便利」ということだけで捉えることの問題を、今年の確定申告は示しています。



去る4月23日・24日の両日、全国国税局長会議が開催され、石井長官は内部事務一元化が円滑なスタートが切れるよう、またアウトソーシングの実施など事務の効率化に向けて努力を要請した。

広報の在り方について検討したいと述べ早速マスコミに長官訓示を提示する、という意欲はかわれるものの、今後の税務行政及び組織運営に当って特に配意すべきは府から職場にいたる、上から下までの認識の共有化の必要があると思うがいかが。

以下、会議資料を追って見たい。

#### ◆電子申告・納税システム（e-Tax）の普及

オンライン利用拡大行動計画ベースの利用件数は16,300千件（前年対比161.2%）に増加しており、重点3手続については各手続とも目標値を超えている状況にある。

e-Taxの普及に向けて、制度面予算面の拡充などが盛り込まれたものの、これまで実施してきた、大幅な利用件数の増加が見込まれるような新たな施策は見込めないことから、従来の施策を着実に継続し普及を図っていく必要がある。このため、引き続き税理士及び税理士会に対する重点的な利用勧奨、個人の確定申告に向けての利用拡大、大規模法人への利用勧奨などを積極的に実施する。

公的個人認証サービスなどの認証基盤の利便性向上の改善を強く働きかける。

平成20年度においては、各手続の利用率も大幅に増加していることから、21年度においてはこれまでのe-Taxの普及に向けた取組を継続するとともに、普及に伴う事務の効率化等の効果が最大限発揮されるよう、電子データを基本にした事務処理を進展させ、これを徹底していく必要がある。

#### ◆内部事務一元化について

内部事務一元化は、今後所掌事務に係る政省令等の改正を行い本年7月の定期異動日から全署で実施することになる。

政省令の改正を踏まえた局訓令の改正、各署のレイアウト変更、内部事務担当職員を対象とした全国統一研修などを進める。

署に対する指導体制の確立が望まれる。

全署実施後は、無理のないスケジュールにより徐々に事務系統横断的な事務処理体制への移行を行う。

一元化全署実施後の課税内部事務の円滑な実施のため、事務量を適切に見積り、必要に応じて調査担当からの応援も行うなど弾力的な運営を行うとともに、それらを踏まえた事務計画を策定した上で、調査事務については引き続きKSKシステムを活用するなどして効果的な納税者管理や的確な調査選定を行う。

本年7月以降は、各課税部門間の総括・調整は第一統括官の合議体により対応し、管理運営部門との窓口については、担当統括官を指名することにより行うこととしている。

#### ◆調査事務の充実

取引が複雑化し国際化する中で、幅広く的確な情報収集と管理を行うことに一層の重点を置くとともに、適切な事務計画のもと事案に応じた調査体制を構築し、進行管理を的確に行ない、効果的効率的に事務を運営する必要がある。とくに大口・悪質な脱税や海外取引等を利用した租税回避に対しては十分に目を光らせ、課税の公平感を確保することが重要である。併せて、税務行政への信頼感を保つため、法令解釈の明確化、透明化に努めるとともに、課税処分等に当たっては、事実認定と法令の解釈、適用を的確に行なうことに特に留意したい。

#### ◆適切な事務運営を

不適切な事務処理の事案の中には、そもそも法令要件の充足性を欠き、審査、チェックする体制が十分でない、組織として対処しなければならない課題が含まれている。

チェック体制の充実とともに、府・局・署間の指導・監督体制の整備及び責任分担の明確化を図るなど、責任のある組織管理の構築に努めたい。

また、事務の簡素化・合理化に向けた不断の見直しを行なう。無駄削減に向けた取組、アルバイトの的確な活用とアウトソーシングの実施など、事務の効率化の推進をはかりたい。

岩崎吉彦

## 電子申告等に関する一考察 を読む（抜粋）

スタートから5年が経過し、e-Taxを取り巻く環境が刻々と変化する現在において、改めて電子申告に関する基本的な事項と論点について検討を加えたものー「税大ジャーナル10」に税大職員の岩崎吉彦が“電子申告等に関する一考察”の論文を寄せている。その一部を紹介してみたい。

### ◇電子署名普及における課題

- ① 市販のパソコンへのカードリーダライタの標準装備化
- ② 同じ電子政府のルート証明書のプリインストール化
- ③ 複数の電子証明書の用途別（印鑑でいうと、例えば、実印、銀行印、仕事用、宅配便受取用等の用途別）の使い分けが可能となるよう、技術的整合性及び使い心地の統一性を確保しつつ、現状のセキュリティ確保上の要件の一部を緩和した電子証明書の併用を許すような制度の多様化（ただし、e-Taxにおいてどこまで許容するかについては、別問題として、セキュリティの確保、利便性の確保、書面手続との権衡等の観点から総合的に判断されるべきであろう。）
- ④ 電子証明書の有効期間の長期間化（公的個人

認証法第5条、電子署名法施行規則6条4項等の改正が必要。）

- ⑤ 電子証明書の格納媒体の多様化（簡便化）
- ⑥ 電子証明書の失効確認の容易化（特に一般の者による確認）
- ⑦ 過去の任意の時点における電子証明書の有効性を確認できる手段の確保
- ⑧ あらゆるオンライン・システムやアプリケーション・プログラムを通じた電子署名操作に関するユーザ・インターフェイスの統一性の確保
- ⑨ 電子署名の有無及び電子署名の対象範囲に関する可視性を確保する技術の開発（例えば、電子証明書で直筆の署名のイメージデータを公開鍵とセットにして証明するか、または、電子署名時に予め用意した同データを自動的に添付した上で電子署名を行う仕組みとする等）
- ⑩ 電子署名済みのデータを印刷した書面においても検証を可能とする等、書面との相互運用性を確保する技術の開発

なお、総務省は、20年度における電子自治体に係る事業の一つとして、「公的個人認証サービスの普及及びオンライン利用促進方策に関する調査検討事業」を実施することとしており、その内容は、①公的個人認証サービスの電子証明書の利便性を高めるための方策に関する検討、②オンライン利用促進のため今後採るべき方策の検討、及び、③利用者である住民への有効なPR手法に対する検討、としている。実効性のある提言がなされることを期待したい。

### ◇電子署名に係る地方公共団体の認証

平成14年12月13日に成立し、平成16年1月29日から施行された電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平14法律153号）（以下「公的個人認証法」という。）は、公的個人認証制度の根拠法である。公的個人認証制度は、住民基本台帳に記録されている者の求めに応じて、当該住民基本台帳を備える市区町村の窓口を通じて、都道府県知事が電子証明書を発行するものである（公的個人認証法3①）。

電子証明書の記録媒体としては、主として住民基本台帳カードが使用され、電子証明書の有効期間は3年で（同5）、また、同一人に対して電子証明書の二重発行はできないとされている。（同6）

なお、公的個人認証システムと住民基本台帳ネットワークシステムとは、相互に独立した別システムであるが、公的個人認証システムは、住民基本台帳ネットワークシステムから住民の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）及び異動等情報の提供を受けることとされている。

第40回  
公開講座開催



（報告する近藤会員）

2月3日（火）全労連会館において開催。会員、会員以外を含め合計115人が参加、「経済危機、不況下での確定申告、その対策」と題して、石塚、武田、近藤会員が報告をしました。公開講座は前回に續いて参加人員が100名を超えており、センター内外の期待の大きさがうかがわれます。

## ご案内

# センター活動日誌

- 2008.12.19 世田谷革新懇  
2009.1.16 千葉税経新人会  
1.16 生活と健康を守る世田谷の会  
1.21 埼玉税経新人会  
1.27 東京土建 荒川支部  
2.3 第40回公開講座  
2.10 税経新人会 城北ブロック  
2.13 東京土建 本部  
2.23 全商工新聞  
3月号 税経新報  
3.9 東京土建 目黒支部  
3.13 町田税民協  
3.13 3・13 重税反対板橋区民総決起集会  
3.25 第3回三役会議  
4.17 第4回理事会



「東京税財政研究センター創設15周年記念」の催しを下記のとおり開催を予定しております。

- 記  
1. 日 時 2009年8月28日(金) PM3:30~  
2. 会 場 全労連会館  
3. 記念講演 「新自由主義の破局と国民的決着」  
PM3:30~ 神戸大学教授 二宮 厚美 氏  
4. レセプション PM5:00~

なお、第16回定期総会はPM1:00~同会場で開催します。改めてご案内いたします。

## 新入会員紹介

### ※会員

- ・橋本 昌弘  
住 所 札幌市豊平区美園二条3丁目  
T E L 011-822-9436  
事務所 同上  
・平石 共子  
住 所 豊島区池袋本町4-44-18-407  
T E L 03-3980-9101  
事務所 豊島区南池袋1-13-2  
・伊藤 澄夫  
住 所 千葉市稻毛区穴川1-8-15-311  
T E L 043-254-7669  
事務所 同上  
・川村 富雄  
住 所 八王子市南大沢1-13-4  
T E L 042-679-0719  
事務所 北区上十条2-4-8

## ザ・コラム

人はどれほど歩けば 一人前といわれるのだろう 白い鳩はどれだけ海を越えれば 砂浜で眠りに就くことができるのだろう 弾丸がどれだけ飛び交えば 永遠に戦いは やむのだろう

▼山はどれだけ待てば 海へと押し流されるのだろう ある人々はどれだけ待てば 解放されるのだろう 人はどれだけのあいだ顔を背けて 見ないふりをすることがで きるのだろう

その答えは友よ風の中にある

▼人は何度見上げれば 空を見ることがで きるのだろう 一人の人間にどれだけ多くの耳があれば 人々の叫び声を聞くことができるのだろう どれだけの人間が死んだら やつとわかるのだろう あまりにも多くの人々が死んでしまったと…ボブ・ディラン ▼イラク、アフガニスタンに思いをめぐらす時に、私はハイドンの「告別」交響曲が欠かせない。曲の最後に演奏している楽員がひとりまたひとりと演奏を終えて楽器を片づけ譜面台の蠅燭を消して退場してゆき、ごくわずかの人だけが残って寂しく演奏を続けてゆくといった趣向なのだ。アメリカ同盟軍の一国一國が戦靴を放棄することができないものだろうか。